

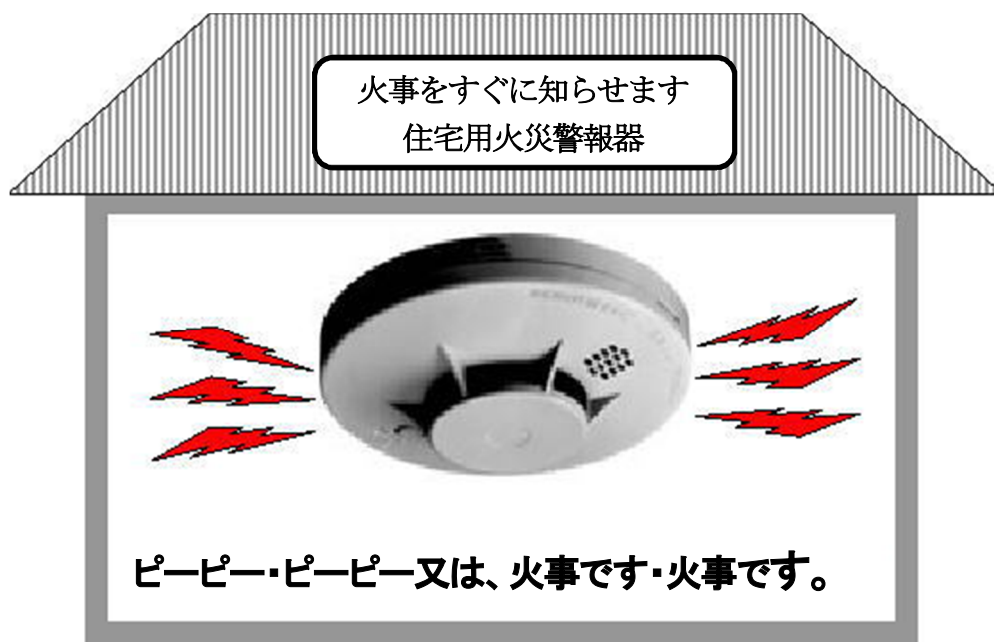
消防署からのお知らせ！



消防法が改正されました。

住宅用火災警報器

あなたの家にも必要(義務)になりました。



すべての住宅(アパート含む)に平成23年6月1日から
住宅用火災警報器の設置が完全義務化になりました。

戸建住宅・店舗併用住宅(住宅部分)



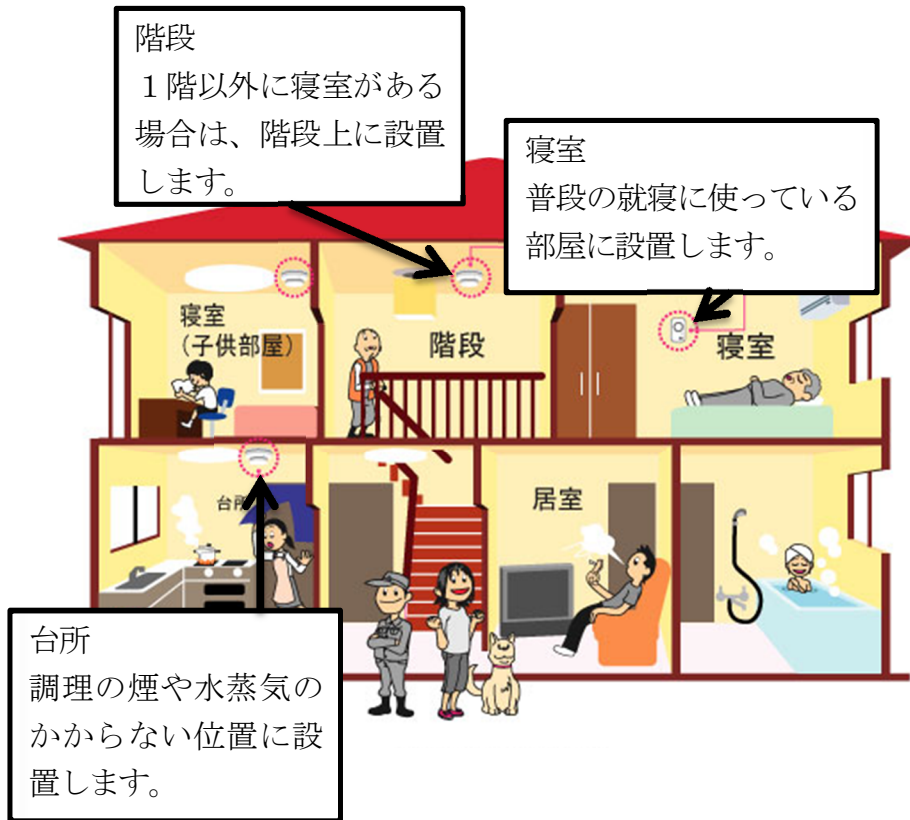
アパート・マンション等



消防法令や特例基準により自
動火災報知設備の設置が義務
付けられなかった建物

【お問い合わせ】

相楽中部消防組合 予防課 電話 0774-72-2119 F A X 0774-73-8199



家のどこに取り付ければいいのか？

取り付け場所は？

寝室・階段(煙式)と、台所(熱式・煙式)に設置が必要です。(寝室が1階のみの場合は、階段へ設置する必要はありません。)

取り付け位置は？

部屋の天井または壁に取り付けます。階段も同様に取り付けます。他の部屋にも設置すると、さらに安心です。

どこで買えばいいのか？

- ★ 火災警報器は、消防用品取扱店・電気店・電気工事店・物販販売店などで購入できます。
- ★ 価格は機種によって、数千円から一万円程度です。(取り付け工事費などは別)
- ★ 日本消防検定協会の鑑定マークが付いているものを推奨します。



悪質な訪問販売等にご注意ください！！

消火器と同様に悪質な訪問販売や点検をするものが出没するおそれがありますので十分にご注意ください。

消防署や消防団が販売したり、業者に販売を委託することはありません。

もしも、不審に思ったら、はっきり断る・書類にハンコを押さない・消防署へ通報する。

住宅用火災警報器はクーリングオフ対象商品です。